

§ 6 工事の実施状況

(1) 建設工事の概況（1件3億円以上）

令和6年度に実施した主要な建設工事(1件3億円以上)の概況は、次のとおりである。

(単位:円)

資金別	工 事 名	工 事 概 要	請 負 金 額	工 期	備 考
補助金 企業債 自己資金	宜野湾浄化センター第3系汚泥濃縮 機械設備工事(初沈系) M2 2	濃縮機械設備工事 一式	428,010,000	R4.10.1 R6.4.30	宜野湾市伊佐地内
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター水処理施設仮設工事(7工区)	掘削工 一式、 水替工 一式 残土処理工 一式、 土留・仮締切工 一式 漏水処理工 一式、 仮橋・作業溝台工 一式 薬液注入工 一式、 既設柱列壁撤去工 一式	841,875,100	R4.10.20 R6.5.31	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	宜野湾浄化センター第3系2号 汚泥消化タンク機械設備工事M2 3	汚泥消化設備工事 一式	676,467,000	R5.6.23 R7.3.13	宜野湾市伊佐地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	宜野湾浄化センター反応タンク築造工事(R5)	本体仮設工 一式、 本体作業土工 一式 本体築造工 一式	1,016,824,600	R5.9.21 R7.3.31	宜野湾市伊佐地内
補助金 企業債 自己資金	宜野湾浄化センター最初沈殿池築造工事(R5)	本体仮設工 一式、 本体作業土工 一式 本体築造工 一式	645,668,100	R5.9.21 R7.3.31	宜野湾市伊佐地内
補助金 企業債 自己資金	宜野湾浄化センター最終沈殿池築造工事(R6)	本体仮設工 一式、 本体作業土工 一式 本体築造工 一式	1,037,524,400	R6.3.20 R7.9.30	宜野湾市伊佐地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター2系2号最初沈殿池 機械設備工事M2 4	最初沈殿池機械設備工事 一式	462,000,000	R6.6.5 R7.12.26	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター2系2号最初沈殿池 附帯設備工事M2 4	最初沈殿池附帯設備工事 一式	385,000,000	R6.6.5 R7.12.26	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター最終沈殿池築造工事 (R6-2工区)	本体仮設工 一式、 本体作業土工 一式 本体築造工 一式	1,210,495,000	R6.6.19 R8.3.20	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター反応タンク築造工事 (R6-2工区)	本体仮設工 一式、 本体作業土工 一式 本体築造工 一式	1,085,341,400	R6.6.19 R8.3.20	那覇市西地内 (債務負担行為)
企業債 自己資金	那覇浄化センター2系ポンプ棟沈砂池 流入ゲート設備改築工事(その2) M2 4	沈砂池設備工事 一式	368,500,000	R6.11.14 R8.3.31	那覇市西地内 (債務負担行為)

(2) 改良工事の概況（1件5,000万円以上）

令和6年度に実施した主要な改良工事(1件5,000万円以上)の概況は、次のとおりである。

資金別	工 事 名	工 事 概 要	請 負 金 額	工 期	備 考
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター2系1/2最終沈殿池 電気設備改築工事E 2 4	老朽化した電気設備の更新	260,150,000	R6.6.26 R8.3.17	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター2系2号最初沈殿池 電気設備工事E 2 4	老朽化した電気設備の更新	179,300,000	R6.7.10 R7.12.31	那覇市西地内 (債務負担行為)
補助金 企業債 自己資金	那覇浄化センター再生水監視設備改築工事E 2 4	老朽化した電気設備の更新	193,600,000	R6.7.25 R8.1.15	那覇市内 (債務負担行為)
企業債 自己資金	N o 1 乾式ガスタンク改修工事(那覇)	老朽化した機械設備の更新	92,060,100	R6.7.25 R7.3.31	那覇浄化センター
補助金 企業債 自己資金	具志川浄化センター濃縮汚泥ポンプ 機械設備工事(その2) M2 4	老朽化した機械設備の更新	77,660,000	R6.7.30 R8.1.20	うるま市州崎地内 (債務負担行為)
企業債 自己資金	宜野湾浄化センター用水設備切り直し他 設備工事M2 4	機械設備の設置	101,200,000	R6.12.24 R7.12.18	宜野湾市伊佐地内
補助金 企業債 自己資金	嘉手納ポンプ場直流電源装置改築工事E 2 4	老朽化した電気設備の更新	94,600,000	R7.2.10 R8.3.31	嘉手納町水釜地内

(3) 保存工事の概況（1件5,000万円以上）

令和6年度に実施した主要な保存工事(1件5,000万円以上)の概況は、次のとおりである。

資金別	工 事 名	工 事 概 要	請 負 金 額	工 期	備 考
自己資金	下水道施設修繕(主ポンプ)(R5)	汚水ポンプ5台の分解修繕(オーバーホール) 一式	65,703,000	R5.5.30 R6.8.31	宜野湾浄化センター及び具志川浄化センター、中継ポンプ場(牧港、北谷、砂辺)
自己資金	下水道施設修繕(機械その2)(R6)	2系N o. 1 重力濃縮汚泥移送ポンプのポンプ整備 等	61,820,000	R6.8.22 R7.3.28	那覇浄化センター
自己資金	下水道施設修繕(主ポンプその1)(R6)	砂辺ポンプ場2号汚水ポンプ分解修繕 等	97,014,500	R6.8.29 R7.11.10	伊佐浜処理区及び具志川処理区

§ 7 沖縄県下水道の沿革

年 月	主 な 事 項
昭和 10年 12月	那覇市で都市計画事業の一環として下水道事業に着手
〃 12年 3月	都市計画沖縄地方委員会の第1回会議で那覇市都市計画下水道事業計画案が決定
〃 13年	排水管延長15.9km、総排水面積90.43haの管布設工事完成
〃 20年	第二次世界大戦により下水道施設壊滅のため本格的な供用に至らず
〃 21～43年頃	米軍施設内の下水道排水設備の整備が進むが、未処理のまま周辺海域に放流される
〃 35年頃	那覇市久茂地川、ガープ川、安里川及び上水源の比謝川等の排水タレ流しによる水質汚濁が社会問題化
〃 36年	コザ市(現・沖縄市)が「コザ市下水道基本計画」を策定
〃 37年	コザ市都市計画下水道事業を決定
〃 38年	那覇市が「那覇市下水道事業基本計画」を策定
〃 39年 4月	コザ市都市計画下水道事業が認可
〃 〃 7月	米国民政府資金援助により沖縄における戦後初の下水道事業がコザ市(中の町)で着工
〃 〃 12月	米国民政府が「沖縄中南部統合下水道計画」を策定
〃 40年 6月	琉球政府が「沖縄中南部統合下水道計画」による事業推進を決定 沖縄本島中南部の3市6村(那覇市、浦添村、宜野湾市、コザ市、北谷村、嘉手納村、読谷村(米軍施設)、美里村(現・沖縄市)、北中城村(米軍施設))総面積5,000ha、計画人口約61万人を対象に2処理場(那覇及び伊佐浜処理場)で分流式により処理。 那覇下水処理場系統は幹線延長14km、ポンプ場7カ所 伊佐浜下水処理場系統は幹線延長25km、ポンプ場14カ所を建設
〃 〃 7月	那覇市が米国民政府の援助金を受けて若狭町と辻町で下水道工事を開始
〃 41年 6月	那覇市都市計画下水道計画が、都市計画法により事業認可
〃 〃 7月	米国民政府が統合下水道の那覇下水処理場の建設工事に着手
〃 42年 9月	琉球政府が「下水道法」「沖縄下水道公社法」を制定
〃 43年 1月	那覇市泉崎に沖縄下水道公社が発足
〃 〃 7月	伊佐浜下水処理場の建設工事に着手
〃 44年 7月	那覇下水処理場、沈殿方式による簡易処理で供用開始
〃 〃 〃	奥武山中継ポンプ場、住吉中継ポンプ場、勢理客中継ポンプ場 供用開始
〃 45年 7月	伊佐浜下水処理場、沈殿方式による簡易処理で供用開始
〃 〃 〃	越来中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 〃	維持管理負担金2.8セント/m ³ に改定
〃 46年	浦添市、宜野湾市、北谷村、嘉手納村、美里村が管渠布設工事に着手
〃 47年 3月	牧港中継ポンプ場、砂辺中継ポンプ場、北谷中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 4月	日本下水道協会沖縄県支部(那覇市、浦添市、宜野湾市、コザ市、石川市(現・うるま市)、北谷村、嘉手納村、美里村の5市3村)結成
〃 〃 5月	本土復帰に伴い沖縄下水道公社は廃止、下水道管理事務所に組織改正 沖縄中南部統合下水道は中部流域下水道事業として新生沖縄県へ継承
〃 〃 〃	維持管理負担金10円/m ³ に改定
〃 〃 7月	嘉手納中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 9月	* 下水道普及率16.4% 水洗化率24.9%
〃 48年 9月	中部流域下水道が都市計画事業及び下水道事業として大臣認可
〃 〃 10月	本部町が公共下水道事業認可を受け事業着手(昭和47年4月都市計画決定)

年 月	主 な 事 項
昭和 49年 3月	名護市が公共下水道事業認可を受け事業着手
” ” 5月	石川市終末処理場が供用開始(標準活性汚泥法)
” 50年 7月	本部町浄化センターが沖縄国際海洋博覧会開催日に供用開始(標準活性汚泥法)
” ” 8月	組織改正により、下水道管理事務所は下水道課となり、那覇下水処理場、伊佐浜下水処理場は土木部出先機関となる
” ”	* 第3次下水道整備計画により下水道普及率21.1%、水洗化率43.5%となる
” 51年 7月	伊佐浜下水処理場、標準活性汚泥法により二次処理開始
” ” ”	維持管理負担金15円/m ³ に改定(但し米軍関係は20円/m ³)
” 52年 5月	金武湾、中城湾流域別下水道整備総合計画の調査実施
” ” 7月	那覇下水処理場、標準活性汚泥法により二次処理開始
” 54年 4月	名護市下水処理場供用開始(標準活性汚泥法)
” 55年 3月	糸満市、公共下水道事業の認可を受け事業着手
” ” ”	南風原町公共下水道事業が認可
” 56年 6月	下水汚泥中の含有水銀のため汚泥の緑農地利用化困難となる
” ” 7月	維持管理負担金22円/m ³ に改定
” 57年 3月	豊見城村公共下水道事業が認可
” ” 4月	維持管理負担金27円/m ³ に改定
” 58年 3月	糸満市終末処理場が、市土地開発公社の施設を引き継ぎ供用開始(標準活性汚泥法)
” ” 10月	中南部西海岸流域別下水道整備総合計画、調査実施
” 59年 2月	中城湾流域(具志川処理区)下水道事業認可
” ” 3月	那覇下水処理場で消化ガス発電機(ダイゼン1号)稼働
” 60年 1月	具志川市(現・うるま市)公共下水道事業が認可
” ” 4月	下水汚泥のコンポスト化事業 民間委託開始
” ” 9月	沖縄に適した下水処理技術の調査研究開始
” ” 10月	南風原町及び豊見城村公共下水道が供用開始
” ”	* 第5次下水道整備計画により下水道普及率37.4%、水洗化率87.8%となる
” 61年 11月	北中城幹線汚水流量メーターを設置
” ”	具志川処理場汚泥乾燥床工事を実施
” 62年 5月	山内、中の町、諸見ポンプ場を廃止
” ” 7月	中城湾流域下水道具志川下水処理場供用開始
” ” ”	比屋根中継ポンプ場 供用開始
” 63年 1月	名護市特定環境保全公共下水道(喜瀬～幸喜)認可
” ” 3月	中部流域(那覇、伊佐浜)で土壌脱臭環境整備工事を実施
” ” ”	沖縄県に適した下水処理技術の調査完了
” ” 4月	下水処理場を下水道事務所に組織改正
” ” 6月	旧嘉手納幹線(約2km) 間詰工事により廃止
” ” 7月	具志川市公共下水道 供用開始
” ” 8月	伊佐浜下水処理場第3系埋立計画 環境調査開始
” ” 10月	具志川処理場消化槽(1号)工事を実施
平成 元年 2月	勝連町、与那城村(ともに現・うるま市)公共下水道事業実施(具志川処理区)
” ” ”	石垣市(川平地区)特定環境保全公共下水道事業実施

年 月	主 な 事 項
平成 元年 "	平良市(現・宮古島市)公共下水道、渡嘉敷村(阿波連地区)特定環境保全公共下水道事業 実施
" " 3月	伊佐浜処理場第2系水処理施設(能力60,000m ³ /日) 完成
" " "	安謝幹線海底圧送管(泊～若狭)海底横断工事 完成
" " 12月	那覇処理場2系水処理施設着工
" 2年 3月	*下水道普及率42.9%、水洗化率87.8%となる
" " 4月	沖縄県流域下水道維持管理要綱 施行
" " "	維持管理負担金31円/m ³ に改定
" 3年 4月	座間味村(座間味地区)特定環境保全公共下水道事業を県代行事業として計画
" " "	維持管理負担金35円/m ³ に改定
" " 8月	名護市喜瀬下水処理場供用開始(長時間曝気法)
" " 9月	流域下水道制度制定20年記念で建設大臣より那覇市、沖縄市表彰
" 4年 4月	竹富町特定環境保全公共下水道を県代行事業として計画
" " 9月	第1回いきいき下水道賞 石川市(現・うるま市)が「水環境回復部門」で建設大臣より表彰
" " 11月	那覇処理場2系水処理施設(反応タンク、最終沈殿池)供用開始
" 5年 4月	具志川村(現・久米島町)仲泊地区で特定環境保全公共下水道事業に着手
" " 9月	糸満市アクアパークモデル事業認定
" " 9月	名護市 モデル下水道事業(アピール下水道)認定
" " 12月	渡嘉敷村阿波連浄化センター 供用開始(回分式活性汚泥法)
" 6年 4月	下水道課・所組織改正 (下水道課・下水道管理事務所・下水道建設事務所)
" " "	田場中継ポンプ場 供用開始
" " "	石垣市川平浄化センター 供用開始(オキシデーショondiッチ法)
" " 9月	第3回いきいき下水道賞 「水環境回復部門」で沖縄県が建設大臣より表彰
" 7年 3月	白川中継ポンプ場 供用開始
" " 4月	仲里村(現・久米島町)イーフ浄化センター 供用開始(礫間接触酸化法)
" " "	宜野湾浄化センター反応タンク2系1、2池 実験改築運転開始(担体添加型活性汚泥法)
" " 8月	曙中継ポンプ場及び安謝幹線 供用開始
" " "	那覇浄化センター場内2系ポンプ場 供用開始
" " 10月	維持管理負担金40円/m ³ に改定
" 8年 3月	*第7次下水道整備五ヶ年計画により普及率51%となる
" " 5月	糸満市アクアパークモデル事業 供用開始
" " 9月	中城湾南部流域下水道事業 着手
" " 10月	読谷村楚辺浄化センター 供用開始(土壌礫間接触酸化法)
" " 12月	西原町、与那原町、佐敷町(現・南城市)、中城村公共下水道事業 着手(流域関連)
" 9年 4月	座間味村座間味浄化センター供用開始(オキシデーショondiッチ法)
" " 5月	渡口中継ポンプ場 供用開始
" " 10月	竹富町 竹富浄化センター 供用開始(接触酸化法)
" " 11月	平良市浄水管理センター 供用開始(オキシデーショondiッチ法)
" " 12月	読谷村 中部流域関連公共下水道認可
" 10年 4月	沖縄県、那覇市による再生水利用下水道事業をモデル事業として採択
" " "	具志川浄化センター 2-1系水処理施設(反応タンク、最終沈殿池)供用開始
" " 6月	沖縄県全域における各種汚水処理施設の「沖縄県下水道等整備構想」を策定
" 11年 4月	宜野湾浄化センター 反応タンク2系3、4池改築運転開始(担体添加型活性汚泥法)

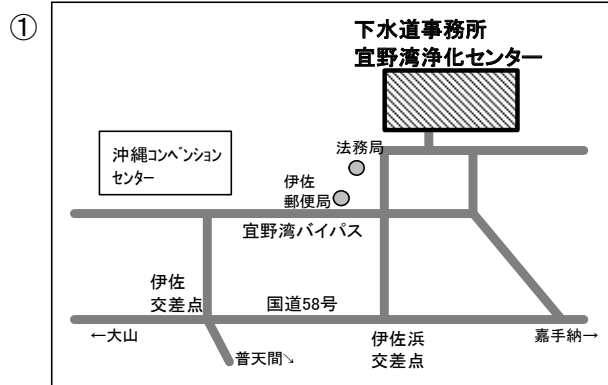
年 月	主 な 事 項
平成 11年 7月	具志川村清水浄化センター 供用開始(土壌礫間接触酸化法)
〃 〃 8月	安謝中継ポンプ場 廃止
〃 12年 4月	具志川浄化センター 2-2系水処理施設(反応タンク、最終沈殿池)供用開始
〃 〃 9月	古波蔵中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 〃	沖縄県中部流域下水道事業が「甞る水100選」に選定、建設大臣賞より表彰
〃 13年 2月	石垣市西浄化センター 供用開始(標準活性汚泥法)
〃 14年 4月	維持管理負担金43円/m ³ 、再生水利用下水道事業維持管理負担金128円/m ³ に改定
〃 〃 〃	南風原中継ポンプ場、読谷中継ポンプ場及び再生水利用下水道事業 供用開始
〃 〃 〃	西原浄化センター 供用開始(標準活性汚泥法)
〃 〃 5月	トリイ通信施設における下水道施設の接続が流域下水道から読谷村公共下水道へ移行
〃 〃 6月	泉崎中継ポンプ場 廃止
〃 15年 1月	アルゼンチン研修員受け入れ
〃 〃 5月	栄野比中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 9月	アルゼンチン研修員受け入れ
〃 16年 4月	佐敷中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 9月	アルゼンチン研修員受け入れ
〃 17年 4月	西原浄化センターの処理能力を 2,100m ³ /日から5,900m ³ /日に増設
〃 〃 9月	アルゼンチン研修員受け入れ
〃 18年 9月	アルゼンチン研修員受け入れ
〃 19年 4月	具志川浄化センター 3系水処理施設(反応タンク、最終沈殿池)供用開始
〃 〃 9月	浄化センターの愛称が一般公募により「みずクリン」に決定
〃 20年 2月	那覇浄化センター管理棟 供用開始
〃 〃 4月	中城中継ポンプ場 供用開始
〃 〃 10月	維持管理負担金47円/m ³ に改定
〃 21年 12月	宜野湾浄化センター管理棟 供用開始
〃 22年 4月	具志川浄化センター、西原浄化センターに本格的な包括的民間委託を導入
〃 〃 7月	那覇浄化センターで京都大学と膜分離技術を利用した下水処理水再生水処理装置の開発、実証の 共同研究を開始(平成25年終了)
〃 23年 3月	大宜味村 大宜味浄化センター 供用開始(県内初の膜分離活性汚泥法)
〃 〃 〃	沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想) 策定
〃 〃 8月	那覇浄化センター 消化ガス発電4号 供用開始
〃 〃 11月	西原浄化センター 反応タンク-最終沈殿池1/2水路から2/2水路へ増設、供用開始(処理能力が 5,900m ³ /日から11,900m ³ /日に増加)
〃 24年 2月	県と(社)沖縄県建設業協会 4支部(那覇支部・南部支部・浦添西原支部・中部支部)が 「災害時における応急対策に関する細目協定」を締結
〃 〃 3月	県と(公社)日本下水道管路管理業協会が「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結
〃 〃 9月	「第1回流域下水道に係る包括的民間委託検討委員会」を開催 (具志川・西原浄化センター包括委託の導入効果の検証及び拡充の検討、 那覇・宜野湾浄化センターの導入可能性の検討)
〃 〃 10月	再生水利用下水道事業、県庁ルート供用開始。
〃 25年 7月	「第2回流域下水道に係る包括的民間委託検討委員会」を開催

年 月	主 な 事 項
平成 25年 9月	「流域下水道に係る包括的民間委託検討委員会」意見を県土木建築部長に報告 【検証・検討結果の要旨】 ・具志川、西原浄化センターについては、適正な維持管理が認められ包括委託の拡充を図ることを提言 ・包括委託導入可能性の検討については、包括委託導入は宜野湾浄化センターのみと判断 那覇浄化センターは、県職員の技術力確保の観点から包括委託を導入しない方が良いとの判断
〃 26年 2月	宜野湾浄化センター牧港幹線 3系ポンプ棟へ切替
〃 〃 〃	宜野湾浄化センター3系水処理(1/4) 供用開始(35,000m ³ /日) 処理能力計118,000m ³ /日
〃 〃 〃	宜野湾浄化センター場内ポンプ棟 廃止
〃 〃 3月	具志川浄化センター4系水処理 供用開始 処理能力26,400m ³ /日から36,700m ³ /日に増
〃 〃 12月	宜野湾浄化センター嘉手納幹線 3系ポンプ棟(高段)へ切替
〃 27年 3月	再生水利用下水道事業 空港ルート供用開始
〃 〃 〃	宜野湾浄化センター2系沈砂池 廃止
〃 〃 〃	宜野湾浄化センター 中継ポンプ場遠方監視制御 伝送方式をデジタル回線へ更新
〃 〃 6月	那覇浄化センター7号消化タンク 供用開始
〃 〃 9月	沖縄県が「平成27年度 国土交通大臣賞(循環のみち下水道賞)」を受賞 (「歩く広告塔！下水道ポロシャツによる広報展開」)
〃 〃 12月	宜野湾浄化センター新牧港幹線 3系ポンプ棟(高段)へ切替
〃 28年 3月	那覇・具志川浄化センター中継ポンプ場遠方監視制御 伝送方式をデジタル回線へ更新
〃 〃 4月	具志川浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業(FIT事業)開始
〃 〃 6月	宜野湾浄化センター3系1号消化タンク 供用開始
〃 〃 10月	宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業(FIT事業)開始
〃 29年 4月	組織改正により下水道管理事務所と下水道建設事務所を統合し、下水道事務所に改称
〃 30年 3月	宜野湾浄化センター3系水処理(2/4) 供用開始(35,000m ³ /日) 処理能力計140,000m ³ /日
〃 〃 8月	下水道事務所建設班、設備班が宜野湾に移転
令和 元年 4月	具志川浄化センター3号消化タンク 供用開始
〃 2年 4月	沖縄県流域下水道事業を公営企業会計に移行
〃 〃 10月	維持管理負担金50円/m ³ に改定
〃 4年 3月	西原浄化センター2系1/2水路(反応タンク、最終沈殿池)他増設(処理能力が11,900m ³ /日から17,800m ³ /日に増加)
〃 〃 7月	宜野湾浄化センター3系水処理(3/4) 供用開始(35,000m ³ /日) 処理能力計145,000m ³ /日
〃 5年 7月	西原浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業(FIT事業)開始
〃 7年 3月	宜野湾浄化センター3系2号消化タンク 供用開始
〃 〃 〃	那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業の実施方針及び要求水準書(案) 公表

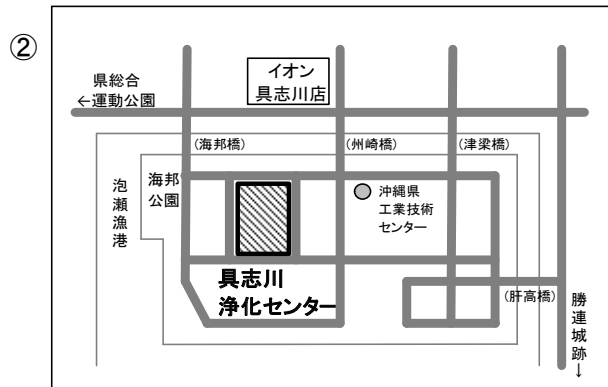


下水道マスコットキャラクター
スイスイ

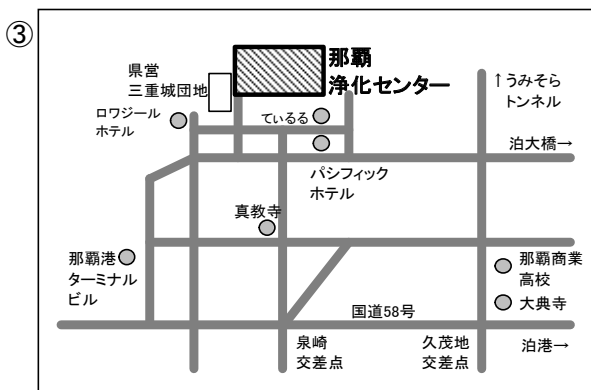
沖縄県 下水道事務所・各浄化センター案内図



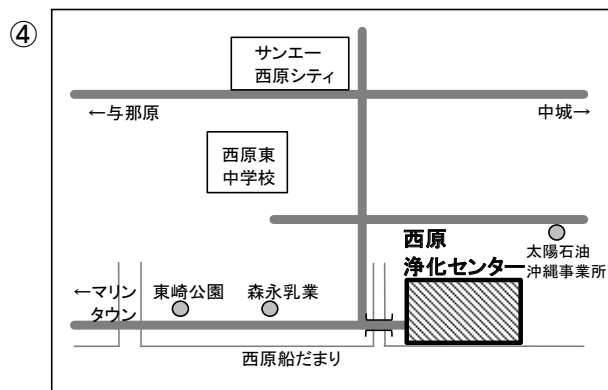
下水道事務所
 〒901-2221 宜野湾市伊佐3丁目12番1号
 (TEL)098-898-5988 (FAX)098-870-2268
宜野湾浄化センター
 (TEL)098-899-2801 (FAX)098-870-2267



具志川浄化センター
 〒904-2234 うるま市州崎1番地
 (TEL)098-938-8630 (FAX)098-982-1310



那覇浄化センター
 〒900-0036 那覇市西3丁目10番1号
 (TEL)098-868-3310 (FAX)098-860-2725



西原浄化センター
 〒903-0103 西原町字小那覇875-10
 (TEL)098-871-9807 (FAX)098-871-9808